議案第１０１号

大牟田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和　６　年　２　月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市営住宅条例の一部を改正する条例

大牟田市営住宅条例（平成９年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項第８号イ中「第１０条第１項」の次に「又は第１０条の２」を加え、「同法」を「これらの規定を同法」に改める。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。